

平川市介護予防教室等運営継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の在宅介護支援センター及び特定非営利活動法人平川市スポーツ協会（以下「事業所等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響下においても介護予防教室等の運営を継続させるにあたり、感染拡大予防対策を講じるため購入する物品の経費について、令和2年度の予算の範囲内において、当該事業所等を有する法人に対し、平川市介護予防教室等運営継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防教室等 市が委託するてんとうむし体操教室、体力アップ運動教室、通所型サービスC
- (2) 事業所等 市の介護予防教室等の委託を受けている事業所（平賀在宅介護支援センター、三笠在宅介護支援センター、在宅介護支援センターさわやか園、尾上在宅介護支援センター、碓ヶ関在宅介護支援センター、特定非営利活動法人平川市スポーツ協会）
- (3) 法人 平川市内に事業所等を設置している法人

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、令和2年7月1日から令和3年2月28日までの間に、新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策を行い、市が委託する介護予防教室等の運営を継続させるため新たに物品を購入した事業所等を有する法人とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策を行い、市が委託する介護予防教室等の運営を継続させるため新たに購入した消耗品等に係る経費とする。ただし、消費税は含まない。

対象例	プロジェクタ、スクリーン、ポータブルワイヤレスアンプ、マイク、扇風機、マスク、予防着、作業着、フェイスシールド、ゴーグル、非接触式体温計、手袋、消毒液、ハンドソープ、滅菌精製水
-----	--

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、300,000円を上限とする。ただし、1,000円に満たない端数は切り捨てるものとする。

(申請書等)

第6条 法人は、交付申請にあたって、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 収支予算書 (様式第3号)

2 前項の書類の提出期限は、令和3年2月26日とする。

(補助金の交付条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付する条件とする。

- (1) 補助事業は、令和2年7月1日から令和3年2月28日までに実施されるものとし、交付申請以前に購入したものを含む。ただし、申請は、1法人につき1回までとする。
- (2) 補助事業費の20%を超える変更もしくは事業内容の変更をする場合においては、事業内容変更承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更をする場合で、事業費の20%を超える変更をとみなわない軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、法人は、事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 法人は、事業完了から令和3年3月19日までの間に、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 実績報告書 (様式第4号)
- (2) 事業実績書 (様式第5号)
- (3) 収支精算書 (様式第6号)
- (4) 消耗品等購入に係る領収書の写し

2 交付申請時に事業が完了し、実績の報告を同時に行う場合は、前項第2号及び第3号の書類を省略することができる。

3 前項における書類の提出期限は、令和3年2月28日とする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付の請求にあたっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助金請求書 (様式第7号)
- (2) 法人の預金通帳の写し

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、補助金請求書提出後に交付する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年7月1日から適用する。